

生活支援サポーター養成講座

高齢者の日常生活(身体介護を必要としない掃除や洗濯、料理など)を支援する「生活支援サポーター」の養成講座の受講生を募集します。講座修了後は市が指定する訪問型サービス事業所で就労し、高齢者の生活援助サービスを行うことができます。

時 11月25日(水)、27日(金)、12月4日(金)、9日(水)、11日(金) 午前9時～正午

所 速野会館

対 市内在住の18歳以上で全講座に出席でき、講座修了後、生活援助サービスを提供する市内の指定訪問型サービス事業所への就労を希望する人

定 8人(最少開講人数：2人)

費 無料

申 11月18日(水)までに、電話、ファクスまたは直接左記へ申し込み。

他リモート受講も可能です。

問 長寿政策課

☎(584)5474

☎(581)0203

遺族の人向け 予約制のご案内開始

ご家族などがお亡くなりになった後の必要な手続きについては、市役所でお伝えします。

時 祝日を除く毎週火・水・木曜 日午前10時～、午後2時～

所 市民課

申 希望日の2日前(土・日曜日、祝日を除く)までに電話で左記へ申し込み。

他 ・すでに予約が埋まっている場合など、希望日時にそえないことがあります。

・内容によっては、一度の来庁では終わらない手続きもあります。

・予約受付後、予約日の前日までに、手続きに必要な持ち物について電話で連絡します。

問 市民課

☎・☎(582)1122

☎(583)9737

墓地の改葬について

改葬とは、現在埋蔵されている遺骨を、ほかのお墓や納骨堂に移すことをいいます。

改葬を行うためには、現在、遺骨が埋蔵されている墓地などがある市町村での手続きが必要です。

市内の墓地などに埋蔵されている遺骨を改葬する場合は、改葬元の墓地管理者が発行した墓地埋葬証明書添付のうえ市民課へ申請してください。

●申請時に必要なもの

- ・墓地埋葬証明書
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)
- ・印鑑

※墓地使用者と申請者が異なる場合は委任状(様式任意)が必要です。

問 市民協働課

☎・☎(582)1148

☎(583)3911

令和3年度 児童クラブ室 入所案内を配布

配布日 10月15日(木)～
配布場所 こども政策課、各児童クラブ室、各地区会館、ほほ

えみセンター、駅前総合案内所、すこやかセンター、こども園、保育園、幼稚園、児童館、市民ホール、市ホームページ(ダウンロード)

対 令和3年度に市内の小学校に就学予定の児童で、保護者が就労などで昼間家庭にいないことなどにより、家庭で保育を受けることが困難な児童

申 11月6日(金)～17日(火)の平日午後1時～6時または土曜日午前9時～午後5時に各児童クラブ室へ申し込み。

※市役所では受け付けを行いません。

他 学校の長期休暇期間中に利用(季節通所)を希望する人も、申込期間中に申し込んでください。詳しくは、次号をご覧ください。

問 こども政策課

☎(584)5925

☎(582)1138

0～2歳児の 保育を行う小規模 保育事業者を募集

地域型保育事業(小規模保育事業、定員19人の事業者を募集しています。
申 11月13日(金)までに下記へ申

し込み。
他 詳しくは、募集要項をご覧ください。募集要項は、左記に設置または市ホームページからダウンロード。

問 こども政策課

☎(584)5925

☎(582)1138

市内在住の公務員の人へ 子育て世帯への 臨時特別給付金の 申請はお早めに

児童手当支給対象者に子育て世帯への臨時特別給付金(児童1人あたり1万円)が支給されます。まだ申請が済んでいない人は、勤務先から申請書(請求書)を受け取り、早めに申請をお願いします。

申請期限 11月2日(月)まで

申請先 令和2年3月31日時点で、住民票のあった市町村

※詳しくは、勤務先または左記へお問い合わせください。

問 こども家庭相談課

☎(582)1159

☎(582)1138